

第2次やまなし食育推進計画の概要

II 食育を巡る本県の現状

- ◇食生活と健康
 - ・朝食の欠食・孤食
 - ・栄養バランス
 - ・肥満とやせ
 - ・生活習慣病
- ◇農林畜水産業
 - ・農業生産
 - ・地産地消

第1次やまなし食育推進計画(平成18~22年度)目標数値の達成状況※(内)H22目標数値 下線は達成済み項目

- 朝食の欠食を減らす
 - ①小学校高学年(0%) 2.1% → 1.1%
 - ②男性20歳代(15%以下) 25.0% → 30%
 - ③男性30歳代(15%以下) 25.0% → 17.9%
- バランスのとれた食事の実践
 - ①脂肪エネルギー比率((20~40歳代)25%以下) 27.4% → 27.2%
 - ②一日の食塩摂取量((20歳以上)10g未満) 13.2g → 11.8g
 - ③一日の野菜摂取量((20歳以上)350g以上) 304.5g → 335.0g
- 「食」に対する感謝の気持ちの醸成
 - ①学校給食における県産食材の使用割合(重量ベース)35%以上 31.7% → 35.3%
 - ②教育ファームの取り組み市町村(60%以上) データ無 → 96.4%
- 農林畜水産物の地産地消県民運動の推進
 - ①地産地消サポーター数(1,200人以上) 1,022人 → 1,230人
 - ②直売所登録販売者数(10,500人) 9,412人 → 11,249人
- 食育への関心を高め県民運動としての推進
 - ①ボランティア数(5,170人) 4,694人 → 5,182人
 - ②食育推進計画作成市町村(100%) 0% → 44.4%

食育に関する県民意識の推移(H18→H22県政モニターアンケート)

- ・食育の認知度 85% → 93%
- ・食育への関心度 90% → 89%
- ・食育活動の実践 51% → 59%

外部環境の変化

- ◇食生活の変化…「孤食」「個食」の増加、「食の外部的」、子どもの食に関する家庭機能の低下
- ◇肥満、生活習慣病の増加…脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足
- ◇食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり…食品の安全性に対する正しい知識・食を選択する力の習得がより一層必要

(H23.3.17山梨食育推進計画調査検討会提言に基づく)

III 食育推進における課題

- 1 望ましい食習慣の定着とバランスのとれた食生活の実践
- 2 家庭における共食を通じた食育の推進
- 3 農業体験等を通じた食への感謝の気持ちの醸成
- 4 特色ある食文化の伝承
- 5 地産地消の一層の推進
- 6 食に関する情報提供の促進
- 7 食育県民運動の更なる推進による「生涯食育社会」づくり
(H23.3.17山梨食育推進計画調査検討会提言に基づく)

I・IV 基本的な考え方

計画策定の趣旨: 食育推進の重要性に鑑み、食育基本法に基づき策定・推進してきた「(第1次)やまなし食育推進計画」(H18~22)の成果や食を巡る現状・課題、国の第2次食育推進基本計画を踏まえながら、今後の取り組みの指針となる本計画を策定
 計画の位置づけ: ①食育基本法に基づく計画 ②「チャレンジ山梨行動計画」での位置づけ、他の県計画等との整合 ③関係者相互の連携・協働による取り組みの総合的な指針
 計画期間: 平成23(2011)年度~27(2015)年度(5年間)

基本理念: すべての県民が、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくこと
 基本目標: 山梨の風土や文化等の特性を活かしながら、「食」の大切さの意識を高め、健全な食生活の実践と豊かな人間性を育てる。

基本方針

1 人づくり

家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野の関係者が連携して食育に取り組み、食に対する感謝の気持ちを持ちながら、生涯にわたって健全な食生活を実践できる人づくりの推進

2 社会づくり

「食」の安全が保たれるとともに、豊かな自然、豊富な特産物、固有の食文化等を活かした、「食」を安心して楽しむ心豊かな社会の実現

周知から「実践」へ

V 食育推進に関する施策

- 1 家庭における食育の推進
 - ・子どもの朝食欠食の改善や規則正しい生活、望ましい食習慣、健全な食生活の実践に向けた普及啓発の実施等
- 2 学校・保育所等における食育の推進
 - ・給食・体験学習など地域等とも連携しながら教育活動全般を通じた食育指導の充実等
- 3 地域における食育の推進
 - ・バランスのとれた食生活改善の普及啓発、農業・農村交流体験の促進等
- 4 ライフステージに対応した食育の推進
 - ・子どもから成人・高齢者に至るまで生涯を通じた食育普及活動の実施等

- 5 地産地消の推進と食文化の継承
 - ・地元で生産された新鮮で安全な県産食材の地元消費促進に向けた学校給食への活用促進、各種認証制度や環境に優しい農業の推進、郷土料理の活用など特色ある食文化の継承等
- 6 食育県民運動の展開と推進体制の充実
 - ・市町村食育推進計画の策定促進、食育月間などにあわせた各種普及啓発事業の実施、ボランティアや関係団体等による食育活動の促進など県民運動としての食育の推進等

VI 重点項目と数値目標(H27目標値)

- 1 望ましい食習慣とバランスのとれた食生活の実践
- 2 家族と一緒に食事をする共食の推進
- 3 食への感謝の気持ちを醸成する体験活動の普及
 - ①朝食の欠食率(14歳以下) (H21) 1.3%→0%に近づける
 - ②朝食の欠食率(男20歳代) (H21) 30.0%→15%以下
 - ③朝食の欠食率(男30歳代) (H21) 17.9%→15%以下
 - ④食事バランスガイド等の周知度 (H21) 46.6%→55%以上
 - ⑤メタリックシールド予防等のために適切な食事等の実践者の割合 (H21) 29.4%→50%以上
 - ⑥朝食の孤食率(14歳以下) (H21) 14.7%→12%以下

- 4 地産地消の推進と食文化の継承
- 5 食育県民運動の展開による「生涯食育社会」づくり
 - ⑦地産地消サポーター登録人数 (H21末) 1,230人 → 1,500人以上
 - ⑧学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース) (H21) 23.2% → 30%以上
 - ⑨「食に関する指導全体計画」策定済み学校の割合 (H22) 74.0% → 100%
 - ⑩食育の推進に関わるボランティア数 (H22末) 5,182人 → 5,500人
 - ⑪食育推進計画策定済み市町村の割合 (H22末) 44.4% → 100%

(国)食育基本法(H17.7施行)

第17条 都道府県食育推進計画の作成

(国)第2次食育推進基本計画(H23.3公表)(計画期間:H23~27)

新基本計画のポイント

- ◆コンセプト:「周知」から「実践」へ
- ◆3つの重点課題
 - ①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
 - ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
 - ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

VII 計画の推進

- ◇推進体制: (県)「食の安全・食育推進本部」(民間、行政)「食育推進協議会」など
- ◇関係者の役割: 県民一人ひとりが実践主体教育、生産者・事業者、市町村等の連携
- ◇計画の進行管理、必要に応じた見直し

関連する他の県計画等

- ・やまなし食の安全・安心行動計画
- ・健やか山梨21
- ・やまなし農業ルネサンス大綱
- ・やまなしの教育振興プラン ほか